

## お知らせ

ワシントン条約附属書Ⅲに *Ailuronyx* spp.(アイルロニユクス属)が追加掲載されます

令和6年10月18日  
経済産業省 貿易経済安全保障局  
貿易管理部 野生動植物貿易審査室

この度、セーシェルからワシントン条約附属書Ⅲに「トカゲ亜目ヤモリ科」の「*Ailuronyx* spp.(アイルロニユクス属)」を掲載するとの提案があり、令和6年11月25日付けで効力が発生します。具体的な掲載については別紙を御参照ください。

効力発生日以降、別紙の動物種を含む貨物を輸出入される場合には、外国為替及び外国貿易法に基づく手続き等が新たに必要となりますので、十分御注意ください。

特に、効力発生日前後の輸入手続きの取扱いについては、以下の取扱いとなります。

### 附属書Ⅲに新たに掲載される種の貨物について

#### ○当該種の標本(動物の個体、個体の部分又は派生物をいう。以下同じ。)を輸入する場合

改正附属書の効力発生日の前日までに、税関において輸入申告が正当なものとして受け付けられた場合には、条約の適用を受けない種の取扱いで輸入することができます。

効力発生日以降の輸入申告では附属書掲載の条約関連貨物として扱われますので、所定の手続きを行ってください。

手続きは[こちら](#)をご覧ください。

#### ○当該種の標本を輸出する場合

改正附属書の効力発生日の前日までに、税関において輸出が許可され、当該貨物の輸出先国(輸入国)における輸入日も改正附属書の効力発生日より前の場合には、条約の適用を受けない種の扱いで輸出することができます。

輸出先国(輸入国)において、改正附属書の効力発生日以降に当該種の輸入通関が行われる場合には、輸出先国(輸入国)より、条約に基づく「CITES 輸出許可・再輸出証明書又は原産地証明書」の提出を求められますので、附属書Ⅲに従ったCITES 輸出許可書等の取得手続きを行ってください。

手続きは[こちら](#)をご覧ください。

なお、このお知らせは、現時点でワシントン条約事務局が発出した事務局通報（以下の URL 参照）から引用・仮訳したものです。今後、最終的に文言等が変更となる可能性がありますので、あらかじめ御了承ください。（仮にこのお知らせと事務局通報の内容が異なる場合は、事務局通報が優先されます）

事務局通報「NO.2024/094」

<https://cites.org/sites/default/files/notifications/E-Notif-2024-094.pdf>

御不明な点がありましたら、下記までお問い合わせください。

**【問合せ先】**

経済産業省 貿易経済安全保障局 貿易管理部 野生動植物貿易審査室  
電話 03-3501-1723(直通)

(別紙)

◆令和6年11月25日付けで新たにワシントン条約附属書Ⅲに掲載されるもの

学名等	一般的和名等	掲載国名
【FAUNA】	【動物界】	
「REPTILIA」	「爬虫綱」	
《SAURIA》	《トカゲ亜目》	
<GEKKONIDAE> <i>Ailuronyx</i> spp.	<ヤモリ科>	セーシェル